

## 第70号議案

### 府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 3 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う  
ものであります。

## 府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第19項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 府中市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第19項中「第61条」を「第63条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。